

公益社団法人神奈川県理学療法士会  
年会費割引規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県理学療法士会（以下「本会」という）が、定款第7条、定款細則Iに規定する年会費の割引に関して必要事項を定め、円滑な運営に資することを目的とする。

(割引制度)

第2条 本会が対象とする年会費割引制度は以下の通り。

(1) 育児休業割引

育児休業中の在会会員（復会申請中の方も含む）に対する割引を行うことを主旨とする。

(対象者)

第3条 以下に該当する者について、年会費の減額を行う。

(1) 育児休業割引

- ア 育児休業期間中の会員
- イ 割引適用年度に在会していること（休会者は復会申請と同時に年会費割引申請が必要）
- ウ すべての本会関係債務が弁済済みであること

(割引適用年度)

第4条 年会費割引制度の適応年度は以下の通り。

(1) 育児休業割引

ア 原則、申請翌年度

但し、年度途中に復会申請と割引申請を同時に手続きした場合は復会年度会費に適用する

(割引制度申請に必要な書類)

第5条 年会費割引制度申請に必要な書類は以下の通り。

(1) 育児休業割引

- ア 「育児休業給付金支給決定通知書」コピーまたは、給付金を受給していない場合は、育児休業取得を証明する書類

(割引後会費)

第6条 年会費割引後会費は以下の通り。

(1) 育児休業割引：2,000円

(委任)

第7条 この規程に定めるものの他、この規程の施行に関し、必要な事項は、理事会で定める。

(改廃)

第8条 この規程を改正し、又は改廃しようとするときは、理事会で決定するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成27年11月17日から施行する。